

令和 8 (2026) 年度第 1 回みよし市学校給食センター運営委員会 次第

日 時 令和 8 (2026) 年 7 月 7 日 (火)
午後 2 時から午後 3 時まで
場 所 みよし市立学校給食センター
2 階研修室

1 あいさつ

2 議事

(1) 令和 7 (2025) 年度学校給食業務報告について (資料 1)

(2) 令和 8 (2026) 年度学校給食業務計画について (資料 2)

(3) 給食費について (資料 3)

(4) みよし市小中学校給食支援金の状況について (資料 4)

3 その他

(1) 親子給食会について

(2) 給食センターInstagramの開設について

令和8（2026）年度みよし市学校給食センター運営委員会 名簿

任期 令和8（2026）年4月1日～令和10（2028）年3月31日

	氏 名	選出区分	備 考
1	黒 田 和 秀	小中学校校長代表	緑丘小学校校長
2	山 田 郁 子	小中学校教頭代表	南中学校教頭
3	大 泉 一 平	小中学校教務主任代表	天王小学校教務主任
4	石 崎 桃 子	小中学校養護教諭代表	三好中学校主任養護教諭
5	川 原 祐 衣	給食主任	中部小学校給食主任
6	仁 科 訓 子	給食主任	北部小学校給食主任
7	石 井 撰 絵	給食主任	南部小学校給食主任
8	實 松 香 澄	給食主任	三吉小学校給食主任
9	山 口 さ ち	給食主任	三好丘小学校給食主任
10	西 野 吉 栄	給食主任	黒笹小学校給食主任
11	水 谷 裕 子	給食主任	北中学校給食主任
12	片 山 萌	給食主任	三好丘中学校給食主任
13	久 野 官	小学校 P T A 代表	小中学校 P T A 連絡協議会代表
14	宮 本 ゆ み	中学校 P T A 代表	小中学校 P T A 連絡協議会代表
15	辻 亮 太	保育園父母の会代表	みよし市保育園父母の会副会長
16	大 澤 正 彦	学校の校医	くまさんこどもクリニック医院長
17	三 浦 冴 子	衣浦東部保健所代表	衣浦東部保健所食品安全課長

令和7(2025)年度学校給食業務報告について

1 給食提供実績について

(1) 総括

区分	実施期間	実施日数	給食数
小学校	令和7(2025)年 4 月 9 日 (水) ～令和8(2026)年 3 月 23 日 (月)	195日	748,152食
中学校	令和7(2025)年 4 月 10 日 (木) ～令和8(2026)年 3 月 23 日 (月)	194日	348,476食
保育園	令和7(2025)年 4 月 9 日 (水) ～令和8(2026)年 3 月 23 日 (月)	197日	178,872食
合計	—	—	1,275,500食

(2) 中止

事由	区分	食数	備考
学級閉鎖	小学校	2,362 食	52日間
	中学校	1,927 食	
	保育園	0 食	
	計	4,289 食	

令和7(2025)年度小中学校別調理数

上段：給食回数
下段：給食数(含保存食)

学校名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
中部小学校	13	18	21	14	0	20	22	16	17	17	18	14	190
	6,393	9,078	10,403	7,057	0	9,962	11,016	7,915	8,605	8,327	8,874	6,935	94,565
北部小学校	13	20	21	14	0	20	22	15	17	17	17	14	190
	8,590	13,460	13,799	9,405	0	13,040	14,511	10,059	11,003	11,399	11,256	9,293	125,815
南部小学校	14	18	21	14	0	20	22	16	17	17	18	14	191
	4,380	5,800	6,780	4,355	0	6,399	6,923	5,141	5,304	5,450	5,640	4,365	60,537
天王小学校	13	20	20	14	0	20	22	15	17	17	18	14	190
	9,485	14,841	14,524	10,253	0	14,802	16,181	10,762	12,363	12,596	13,243	10,293	139,343
三吉小学校	12	18	21	14	0	20	22	15	17	17	18	14	188
	4,961	7,487	8,704	5,890	0	8,469	9,201	6,355	6,994	7,076	7,487	5,852	78,476
三好丘小学校	13	18	21	14	0	20	22	16	17	17	18	14	190
	5,975	8,352	9,578	6,322	0	9,132	10,022	7,318	7,478	7,826	8,111	6,388	86,502
緑丘小学校	13	18	21	14	0	20	22	16	17	17	18	14	190
	4,925	7,005	7,910	5,440	0	7,670	8,499	6,210	6,188	6,610	6,968	5,348	72,773
黒笹小学校	13	18	21	14	0	20	22	17	16	17	18	14	190
	5,527	7,558	8,932	5,815	0	8,521	9,203	6,993	6,666	7,216	7,538	5,825	79,794
給食センター	14	20	21	14	0	20	21	17	17	17	18	15	194
	733	1,084	1,172	757	0	1,071	1,121	912	910	867	940	780	10,347
給食回数合計	118	168	188	126	0	180	197	143	152	153	161	127	1,713
食数合計	50,969	74,665	81,802	55,294	0	79,066	86,677	61,665	65,511	67,367	70,057	55,079	748,152
三好中学校	13	20	21	14	0	20	21	17	17	17	18	14	192
	7,083	9,894	10,288	7,469	0	10,992	11,562	8,837	9,332	8,806	9,437	5,997	99,697
北中学校	13	18	21	14	0	20	21	17	17	17	18	14	190
	7,056	10,885	10,689	7,596	0	9,710	11,231	9,038	8,743	8,596	9,431	5,844	98,819
南中学校	13	18	21	14	0	20	21	17	17	17	18	14	190
	5,339	7,408	7,658	5,708	0	8,143	8,196	6,295	6,881	6,494	7,118	4,437	73,677
三好丘中学校	13	20	21	14	0	20	22	17	17	17	18	14	193
	5,501	8,496	7,683	5,708	0	8,322	9,147	6,639	6,977	6,260	7,179	4,371	76,283
給食回数合計	52	76	84	56	0	80	85	68	68	68	72	56	765
食数合計	24,979	36,683	36,318	26,481	0	37,167	40,136	30,809	31,933	30,156	33,165	20,649	348,476
給食回数合計	170	244	272	182	0	260	282	211	220	221	233	183	2,478
食数合計	75,948	111,348	118,120	81,775	0	116,233	126,813	92,474	97,444	97,523	103,222	75,728	1,096,628

令和7(2025)年度保育園別調理数

上段：給食回数
下段：給食数(含保存食)

保育園	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
城山保育園	15	20	21	14	0	20	22	18	17	17	18	15	197
	2,387	3,220	3,465	2,310	0	3,500	3,786	3,075	2,992	2,997	3,168	2,640	33,540
みどり保育園	15	20	21	14	0	20	22	18	17	17	18	15	197
	1,499	2,160	2,226	1,512	0	2,280	2,493	2,009	1,972	2,028	2,124	1,770	22,073
わかば保育園	15	20	21	14	0	20	22	18	17	17	18	15	197
	2,604	3,420	3,591	2,366	0	3,440	3,733	3,001	2,975	2,975	3,096	2,555	33,756
すみれ保育園	15	20	21	14	0	20	22	18	17	17	18	15	197
	1,710	2,280	2,478	1,624	0	2,340	2,535	2,078	2,023	2,026	2,124	1,785	23,003
明知保育園	15	20	21	14	0	20	22	18	17	17	18	15	197
	2,384	3,160	3,248	2,198	0	3,218	3,478	2,882	2,766	2,761	2,900	2,411	31,406
打越保育園	15	20	21	14	0	20	22	18	17	17	18	15	197
	2,591	3,540	3,733	2,492	0	3,560	3,793	3,276	3,077	3,077	3,240	2,715	35,094
給食回数合計	90	120	126	84	0	120	132	108	102	102	108	90	1,182
食数合計	13,175	17,780	18,741	12,502	0	18,338	19,818	16,321	15,805	15,864	16,652	13,876	178,872

2 学校給食センター事業実績について

(1) 学校給食運営事業

総事業費 2,585 千円

区 分	主な事業内容	事業費
手数料	食器等検査、施設衛生管理検査、飲料水水質検査	513,590 円
委託料	給食管理システム保守点検業務委託	323,400 円
	細菌検査業務委託	712,470 円

(2) 給食センター維持管理事業

総事業費 125,906 千円

区 分	主な事業内容	事業費
消耗品費	食缶、バット類、食器かご、プラかご等	5,480,641 円
光熱水費	電気料、ガス料、水道料	43,268,360 円
修繕費	施設等修繕、施設以外修繕	8,387,049 円
	放送設備機器修繕	2,662,000 円
	調理場前室手洗い器取替修繕	3,841,200 円
	送風機モーター部品取替修繕	1,265,000 円
手数料	ばい煙濃度測定手数料等	543,400 円
委託料	空調設備保守点検業務委託	1,815,000 円
	エレベーター保守点検業務委託	712,800 円
	緑地管理業務委託	4,488,000 円
	床・ガラス・受水槽清掃業務委託	1,236,510 円
	日常清掃業務委託	954,800 円
工事請負費	学校給食センター空調機器更新工事	32,534,700 円
備品購入費	蒸気回転釜(4台)	15,279,000 円

(3) 給食配送事業

総事業費 36,795 千円

区 分	主な事業内容	事業費(円)
委託料	給食配送業務委託(長期継続契約) 契約期間:令和 6(2024)年 9 月 1 日～令和 11(2029)年 8 月 31 日	36,795,000 円

(4) 給食調理等委託事業

総事業費 380,749 千円

区 分	主な事業内容	事業費(円)
委託料	給食調理等業務委託	380,748,805 円

(5) 給食協会運営補助事業

総事業費 271,408 千円

区 分	主な事業内容	事業費(円)
補助金	給食協会補助金	271,407,609 円

令和8(2026)年度学校給食業務計画について

1 給食提供について(給食数は概算)

区分		給食数／日	実施日数	給食数／年
小学校	8校	3,954 食	191日	757,293 食
中学校	4校	1,920 食	191日	363,033 食
保育園	5園	830 食	215 日	17,845 食
合計	—	6,704 食	—	1,138,171 食

2 学校給食センター事業について

新規事業	予算額	概要
給食費支援事業	19,411 千円	給食無償化の恩恵を受けられない児童・生徒に対して給食費相当分を支援金として支給する事業。(令和6年度より学校教育課事業として実施し、令和8年度から給食センター事業に組替。)
中央監視装置 MUXⅡ 交換修繕	3,850 千円	中央監視装置デジタル制御機能付き入出力モジュールの交換
蒸気回転釜(4台)の更新	16,412 千円	老朽化による更新 (全 11 台のうち令和7年度までに6台更新済み)

継続事業	予算額	概要
給食用非常食(救給カレー)	—	給食センター施設が使用できない場合に備え、令和5年度より毎年購入。10月28日に防災の日の給食として提供する。喫食数を追加購入する。

給食費について

1 給食に係る費用負担(学校給食法第 11 条及び学校給食法施行令第 2 条)

給食の食材料費は保護者負担

学校給食の実施に必要な人件費、施設及び設備の修繕費は市の負担

2 給食費の推移

給食費＝保護者負担		令和 5 年7月	令和6年4月	令和7年4月	令和7年 10 月
小学校	食材料費	290 円	300 円	320 円	340 円
	給食費	240 円	0 円	0 円	0 円
	市補助	50 円	300 円	320 円	340 円
中学校	食材料費	330 円	340 円	365 円	390 円
	給食費	270 円	0 円	0 円	0 円
	市補助	60 円	340 円	365 円	390 円

※ 平成 24 年 4 月給食費改定。食材料費＝給食費(市補助 0 円)。

※ 令和 5 年 4 月分より、教職員等は食材料費の全額負担(市補助 0 円)。

※ 令和 6 年 1 月分より、児童・生徒の給食費は徴収しない(無償提供、全額市補助)。

※ 令和 7 年 4 月の給食費は 4/1～10/3 まで、令和 7 年 10 月の給食費は 10/6 から現在まで。

3 物価上昇による影響(前年度と比較(税抜き))

給食の献立は、主食(白飯・パン)、牛乳、副食で構成されています。

小学校高学年	令和 7 年度	令和8年度	増減 (R8－R7)	備考
白飯	72.55 円	88.60 円	16.05 円	県下統一価格
パン	56.52 円	58.02 円	1.5 円	県下統一価格
牛乳	63.53 円	66.94 円	3.41 円	県下統一価格
白飯 + 牛乳	136.08 円	155.54 円	19.46 円	
パン + 牛乳	120.05 円	124.96 円	4.91 円	

4 今後の検討事項

(1)適正な価格の維持

- ・市の補助が十分でない場合、学校給食摂取基準を満たすことが難しくなる。
- ・使用する食材が安いものに限られ、決まった食材ばかりを使用することとなる。
- ・節目や行事のお祝い、給食を楽しく食べるために必要なデザートなどが出せなくなる。
- ・地場産物(産地を選ばない場合より高値になる場合がある)や加工食品の使用頻度が限られる。

(2)食材料費の値上げ

- ・想定より白飯の価格が上がってしまい、副食に使用できる金額が減っている。

(3)給食費無償化後の現状について

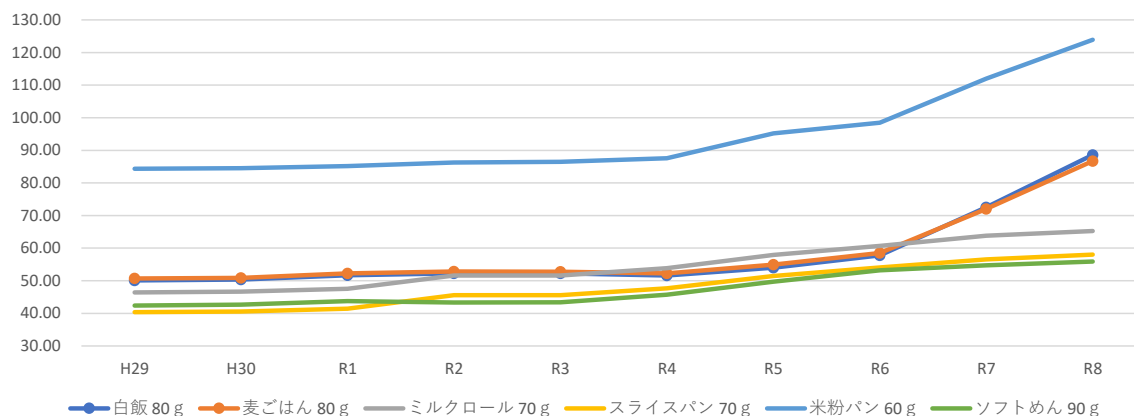
- ・学年、学級の行事等、欠食の連絡が遅れがちになっている。
- ・給食支援金申請に対しての学校側の協力が必要になっている。

◆食材料費における物資価格推移について

【主食・牛乳の価格推移】1食当たり(円)税抜

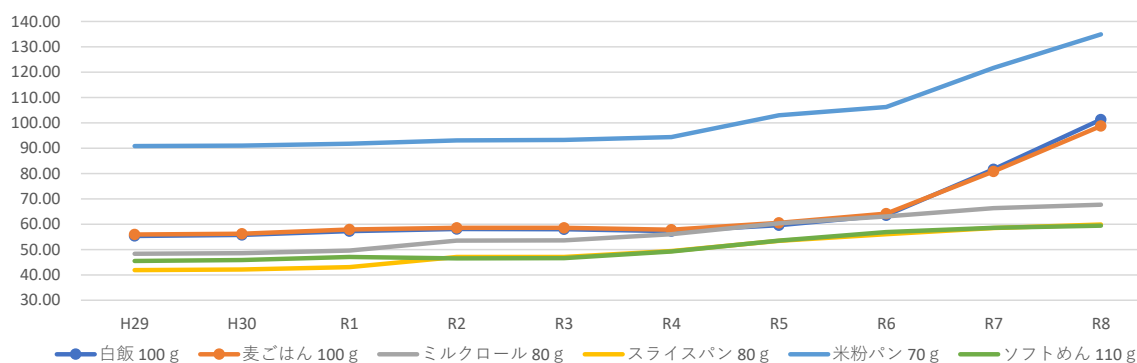
主食(小学校)		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
白飯	80g	50.10	50.36	51.67	52.28	52.24	51.64	53.98	57.81	72.55	88.60
麦ごはん	80g	50.70	50.89	52.29	52.82	52.79	52.27	54.92	58.51	72.01	86.71
ミルクロール	70g	46.42	46.64	47.51	51.60	51.62	53.86	57.90	60.68	63.78	65.25
スライスパン	70g	40.37	40.59	41.45	45.54	45.56	47.68	51.47	54.10	56.52	58.02
米粉パン	60g	84.35	84.50	85.17	86.29	86.45	87.59	95.23	98.46	111.96	123.91
ソフトめん	90g	42.39	42.64	43.75	43.29	43.42	45.75	49.72	53.21	54.76	55.89
牛乳 (小中同価格)		47.59	48.14	49.80	51.32	51.43	52.01	57.20	61.70	63.53	66.94

小学校食材料費の推移

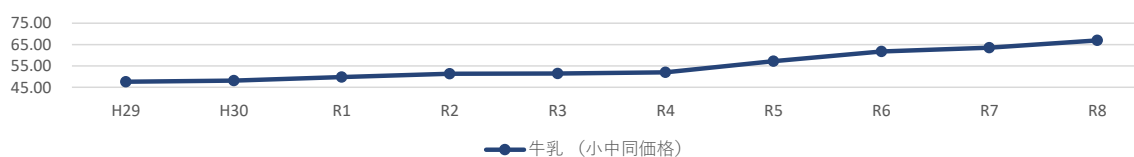


主食(中学校)		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
白飯	100g	55.35	55.76	57.30	58.10	58.04	57.22	59.57	63.50	81.67	101.27
麦ごはん	100g	55.93	56.26	57.91	58.61	58.56	57.85	60.58	64.21	80.83	98.74
ミルクロール	80g	48.34	48.60	49.56	53.57	53.58	56.05	60.35	63.10	66.36	67.69
スライスパン	80g	41.88	42.15	43.09	47.10	47.11	49.43	53.46	56.04	58.52	59.88
米粉パン	70g	90.83	91.03	91.77	93.06	93.23	94.42	102.99	106.27	121.68	134.92
ソフトめん	110g	45.49	45.85	47.10	46.49	46.60	49.27	53.52	56.90	58.54	59.42
牛乳 (小中同価格)		47.59	48.14	49.80	51.32	51.43	52.01	57.20	61.70	63.53	66.94

中学校食材料費の推移



牛乳価格の推移



みよし市小中学校給食支援金の状況について

※支援金（円）＝申請数（人）×給食費×欠食回数

◆給食支援金対象者と申請件数、支援金額

（小学生）

該当項目	R6前期			R6後期			R7前期			R7後期		
	対象者数(人)	申請数(人)	支援金（円）	対象者数(人)	申請数(人)	支援金（円）	対象者数(人)	申請数(人)	支援金（円）	対象者数(人)	申請数(人)	支援金（円）
① みよし市立校在籍・牛乳停止	42	31	170,676	43	33	222,090	39	33	189,652	38	30	203,252
② みよし市立校在籍・アレルギー等による給食停止	4	4	102,900	4	3	93,900	9	7	192,320	10	9	282,400
③ 初期指導教室に終日通うため給食停止	6	2	15,900	4	1	11,700	10	5	37,440	2	0	0
④ 特別支援学校小学部・中学部に在籍する児童生徒	23	12	186,900	22	11	150,765	22	11	160,860	23	13	159,940
⑤ 校区外通学児童生徒	3	2	26,400	1	1	31,800	1	1	6,400	2	2	41,420
⑥ 私立小中学校在籍児童生徒	8	6	139,200	8	7	222,600	8	8	227,840	8	8	262,340
⑦外国人学校	12	4	106,800	7	4	126,600	5	4	113,920	5	4	142,220
⑧連続30日以上欠食	10	9	148,800	35	33	953,400	21	18	405,760	23	17	534,580
小計	108	70	897,576	124	93	1,812,855	115	87	1,334,192	111	83	1,626,152
年度合計	2,710,431						2,960,344					

（中学生）

該当項目	R6前期			R6後期			R7前期			R7後期		
	対象者数(人)	申請数(人)	支援金（円）	対象者数(人)	申請数(人)	支援金（円）	対象者数(人)	申請数(人)	支援金（円）	対象者数(人)	申請数(人)	支援金（円）
① みよし市立校在籍・牛乳停止	22	16	89,100	20	15	100,650	25	21	120,972	26	22	143,548
② みよし市立校在籍・アレルギー等による給食停止	2	2	53,380	1	0	0	3	3	81,395	3	2	61,860
③ 初期指導教室に終日通うため給食停止	1	1	21,760	2	2	25,840	5	3	53,655	4	1	2,290
④ 特別支援学校小学部・中学部に在籍する児童生徒	15	8	157,760	15	9	146,165	12	11	239,580	13	10	176,501
⑤ 校区外通学児童生徒	2	1	25,160	2	0	0	3	3	44,530	3	3	114,120
⑥ 私立小中学校在籍児童生徒	62	56	1,489,200	55	47	1,634,380	54	48	1,541,760	54	53	2,065,395
⑦外国人学校	10	6	18,160	10	8	274,720	10	8	256,960	8	7	282,225
⑧連続30日以上欠食	26	16	335,580	91	74	2,756,052	60	45	1,174,554	72	58	2,032,188
小計	140	106	2,190,100	196	155	4,937,807	172	142	3,513,406	183	156	4,878,127
年度合計	7,127,907						8,391,533					

○みよし市立学校給食センター設置条例

(設置)

第1条 市は、学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2の規定に基づき学校給食センター（以下「給食センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 みよし市立学校給食センター

(2) 位置 みよし市三好町笠松46番地1

(運営委員会)

第3条 給食センターの運営を適正かつ円滑にするため、給食センターにみよし市学校給食センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、給食センターの運営に関する重要な事項について調査審議し、教育委員会に助言する。

(委任)

第4条 この条例の定めるもののほか必要な事項は、みよし市教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和48年5月10日から施行する。

附 則（昭和53年3月24日条例第15号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月19日条例第13号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月24日条例第14号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月25日条例第16号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年11月5日条例第35号）

この条例は、平成22年1月4日から施行する。

○みよし市立学校給食センター管理規則

(目的)

第1条 この規則は、みよし市立学校給食センター設置条例(昭和48年三好町条例第1号。以下「条例」という。)第4条の規定に基づいて、みよし市立学校給食センター(以下「給食センター」という。)について必要な事項を定めることを目的とする。

(業務)

第2条 給食センターの業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 施設及び労務の管理に関すること。
- (2) 庶務、経理その他事務全般に関すること。
- (3) 給食の献立作成並びに衛生管理に関すること。
- (4) 給食物資の購入に関すること。
- (5) 調理に関すること。
- (6) 調理品の輸送及び配分に関すること。
- (7) その他学校給食全般に関すること。

2 前項の業務を必要に応じてみよし市の認めたものに委託することができる。

(職員)

第3条 給食センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 所長
- (2) 事務職員
- (3) 栄養士
- (4) 機罐士
- (5) 調理員

第4条 職員の職務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 所長は、給食センターに属する業務をつかさどり、所属職員を監督する。
- (2) 事務職員は、上司の命を受け、事務に従事する。
- (3) 栄養士は、上司の命を受け、栄養並びに献立に関する事務に従事する。
- (4) 機罐士は、上司の命を受け機関の管理及び操作にあたる。
- (5) 調理員は、上司の命を受け調理の労務に従事する。

第5条 職員の服務については、みよし市職員の例に準じて教育委員会が定める。

(運営委員会の審議事項)

第6条 条例第3条第2項に規定する重要な事項とは、次に掲げる事項とする。

- (1) 学校給食に関すること。

- (2) 給食費に関する事。
- (3) 給食センターの施設及びその管理に関する事。
- (4) その他学校給食に関する事。

(運営委員会の組織)

第7条 運営委員会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。

- (1) 市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の校長の代表
- (2) 学校の教頭の代表
- (3) 学校の教務主任の代表
- (4) 学校の養護教諭の代表
- (5) 学校の給食主任
- (6) 小学校のPTAの代表
- (7) 中学校のPTAの代表
- (8) 学校の校医
- (9) 本市の保健衛生を所管する保健所の代表
- (10) 市立保育園の父母の会の代表

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(運営委員会の委員長等)

第8条 運営委員会に、委員長、副委員長各1名を置く。

2 委員長、副委員長の選任は、委員の互選による。

3 委員長は、運営委員会を代表し、会議を招集し、またこれを主宰する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときはその職務を代行する。

(運営委員会の会議)

第9条 運営委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 運営委員会の会議の定足数は、委員の過半数とする。

3 議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは委員長が決する。

(給食費の負担及び徴収)

第10条 保護者の負担する給食費（以下「給食費」という。）の額は次のとおりとする。

- (1) 児童等 日額240円以内
- (2) 生徒等 日額270円以内

2 給食費は、納入通知書（別記様式）により、毎月15日までに前月分を徴収するものと

する。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和52年7月1日から施行する。
- 2 三好町立学校給食センター運営規則（昭和48年教委規則第1号）、三好町立学校給食センター運営委員会の運営に関する規則（昭和48年教委規則第2号）は、これを廃止する。

附 則（昭和53年6月1日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則（昭和56年3月19日教委規則第3号）

この規則は、昭和56年4月1日より施行する。

附 則（平成3年3月22日教委規則第4号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成14年4月16日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年12月19日教委規則第9号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年2月4日教委規則第3号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年10月1日教委規則第8号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の三好町立学校給食センター管理規則により委嘱された委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

附 則（平成21年3月25日教委規則第2号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月22日教委規則第4号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

みよし市小中学校給食支援金交付要綱を次のように定める。

令和6年10月1日

みよし市長 小 山 祐

みよし市小中学校給食支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て世帯の負担軽減を図り、もって本市における少子化に対処することを目的として実施するみよし市小中学校給食支援金（以下「支援金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒並びに学齢児童及び学齢生徒と同年齢の外国籍の子をいう。
- (2) 保護者 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者をいう。

(支給対象者)

第3条 支援金の支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する児童生徒の保護者であつて、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、みよし市の住民基本台帳に記録されているもののいずれか1人とする。ただし、給食費の未納があるものについては、支給対象者としない。

- (1) みよし市立学校設置条例（昭和39年三好町条例第11号）の規定により設置された小学校又は中学校（以下「市立学校」という。）に就学している児童生徒のうち、学校給食における乳アレルギー等を有する児童生徒に対する措置実施基準による措置の対象となるもの
- (2) 市立学校に就学している児童生徒のうち、次のいずれかに該当するもの
 - ア 食物アレルギーを有しているため給食の全部の提供を受けることができない児童生徒
 - イ みよし市初期指導教室に通学し、在籍する学校で給食の全部の提供を受けることができない児童生徒
 - ウ 宗教上等の理由により在籍する学校で給食の全部の提供を受けることができない児童生徒
- (3) 市立学校に就学している児童生徒のうち、連続で30日以上登校していないもの
- (4) 住民基本台帳法に基づき、みよし市の住民基本台帳に記録されており、次のいずれかに就学している児童生徒。ただし、給食に係る費用について、みよし市以外のものが実施する給食費の無償化の対象となっていないこと。
 - ア 市立学校以外の法第1条に規定する小学校又は中学校
 - イ 義務教育学校及び中等教育学校の前期課程
 - ウ 特別支援学校の小学部又は中学部
 - エ 法第134条に該当する教育施設

(支援金額)

第4条 前条第1号に係る支給対象者への支援金の額は、愛知県が年度ごとに決定する学校給食用牛乳の供給に係る保護者負担額に消費税率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）に、学校給食用牛乳の供給中止措置を受けた日数を乗じて得た額とする。

2 前条第2号に係る支給対象者及び同条第3号に係る支給対象者への支援金の額は、みよし市立学校給食センター（以下「給食センター」という。）が提供する1食当たりの食材料費の金額に、在籍する教室が給食センターから給食の提供を受ける日数のうち同号に規定する児童生徒が給食の提供を受けなかった日数を乗じて得た額とする。

3 前条第4号に係る支給対象者への支援金の額は、給食センターが提供する1食当たりの食材料費

の金額に、給食センターの当該年度の稼働日数を乗じて得た額とする。ただし、年度途中で支給対象者に該当し、又は該当しなくなった場合は、月割りとする。

- 4 前3項の規定にかかわらず、給食に係る費用について、国、地方公共団体、学校設置者等からの助成等又はみよし市の他の助成等を受けている保護者に対する支援金の額は、前3項の規定により算出した額から当該助成等の額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零）とする。

（支援金の交付手続）

第5条 みよし市は、支給対象者のうち当該支給対象者に係る児童生徒がみよし市内に住民登録があるものに対し、あらかじめ支援金を支給する旨を記載した案内文書等を送付する。

- 2 前項の規定により案内文書の送付を受けた支給対象者又は同項に規定する案内文書の送付を受けていないが第3条に規定する支給対象者で支援金の交付を受けようとするもの（以下「支援金申請者」という。）は、必要事項を記入したみよし市小中学校給食支援金交付申請書（請求書）（別記様式。以下「申請書」という。）に必要書類を添えて、市長に申請をするものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、同項の申請は、電子情報処理組織（みよし市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年三好町条例第43号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行うことができる。この場合において、当該申請は、市長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイルへの記録がされたときに市に到達したものとみなす。

- 4 市長は、申請の際必要に応じて、公的身分証明書の写し等を送信させること等により、当該申請を行うものの本人確認を行う。

（支給対象者に係る申請受付開始日及び申請期限）

第6条 支援金に係る市の申請受付開始日は、令和6年10月15日とする。

- 2 支給対象者について交付する支援金に係る申請期限は、市長が別に定める日とする。

（交付の決定）

第7条 市長は、第5条第2項の規定により提出された申請書を受理したとき又は同条第3項の規定により電子情報処理組織を使用した申請が到達したときは、速やかに内容を審査し、支援金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定をし、支援金を交付する。

（交付の方法）

第8条 支援金の交付は、原則として申請書に記載された金融機関の口座又は第5条第3項の規定により電子情報処理組織に記録された金融機関の口座への振込により行う。ただし、これにより難いと市長が認める場合は、この限りではない。

（調査報告）

第9条 市長は、必要があると認めるときは、支援金の交付を受けた者に対し、調査し、又は報告を求めることができる。

（交付の取消し）

第10条 市長は、支援金の交付を受けた者が偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたときは、その者の交付の決定を取り消すものとする。この場合において、取消しを受けた者が既に支援金の交付を受けている場合は、これを返還しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。